

用地調査等共通仕様書新旧対照表

令和5年10月1日

宮崎県農政水産部

用地調査等共通仕様書（新旧対照表）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
用地調査等共通仕様書	用地調査等共通仕様書
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条～第14条（略）	第 1 条～第14条（略）
（関係官公庁等への手続等）	（関係官公庁等への手続等）
第14条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続の際に協力しなければならない。	第14条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たっては、発注者が行う <u>測量法に規定する公共測量に係る諸手続等</u> 、関係官公庁等への手続の際に協力しなければならない。
また、受注者は、用地調査等業務を実施するため、関係官公庁等に対する手続が必要な場合には、速やかに行わなければならない。	また、受注者は、用地調査等業務を実施するため、関係官公庁等に対する手続が必要な場合には、速やかに行わなければならない。
2（略）	2（略）
<u>（新設）</u>	<u>3 受注者は、測量法第21条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第23条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第36条（計画書についての助言）、第37条（公共測量の表示等）、第40条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し監督職員に提出しなければならない。また、測量作業規程第14条に基づく測量成果の検定を行わなければならない。</u>
第15条～第56条（略）	第15条～第56条（略）
（転写連続地図の作成）	（転写連続地図の作成）
第57条 第51条第1項により転写した地図は、各葉を <u>転写</u> して連続させた地図（以下「転写連続図」という。以下同じ。）を作成し、次の事項を記入するものとする。	第57条 第51条第1項により転写した地図は、各葉を <u>複写</u> して連続させた地図（以下「転写連続図」という。以下同じ。）を作成し、次の事項を記入するものとする。
（1）～（3）（略）	（1）～（3）（略）
第58条～第89条（略）	第58条～第89条（略）
（石綿）	（石綿）
第90条 建物等に石綿が含有されている場合の調査は、 <u>「別記15」石綿調査算定要領</u> （以下「石綿要領」という。）により行うものとする。	第90条 建物等に石綿が含有されている場合の調査は、 <u>中央用地対策連絡協議会が定める石綿調査算定要領（案）（以下「石綿要領」という。）</u> により行うものとする。 <u>この場合において、石綿要領第1条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。</u>
第91条～第102条（略）	第91条～第102条（略）
（移転先の検討）	（移転先の検討）
第103条（略）	第103条（略）
<u>二</u> （略）	<u>（1）</u> （略）

改正前	改正後
<p>二 (略)</p> <p>第 104条～第 137条 (略)</p> <p>(敷地使用実態の調査)</p> <p>第 138条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ <u>第 117条第2号②</u>の移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目</p> <p>(6)、(7) (略)</p> <p>第 138条～第 156条 (略)</p> <p>(調査)</p> <p>第 157条 地盤変動影響調査は、<u>「別記16」地盤変動影響調査算定要領</u> (以下「地盤変動要領」という。) により行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第158条～第197条 (略)</p>	<p><u>(2)</u> (略)</p> <p>第 104条～第 137条 (略)</p> <p>(敷地使用実態の調査)</p> <p>第 138条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ <u>営業要領第2条第1項第1号ロ(2)</u>の移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目</p> <p>(6)、(7) (略)</p> <p>第 138条～第 156条 (略)</p> <p>(調査)</p> <p>第 157条 地盤変動影響調査は、<u>中央用地対策連絡協議会が定める地盤変動影響調査算定要領(案)(以下「地盤変動要領」という。)</u> により行うものとする。この場合において、<u>地盤変動要領第1条中「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領(昭和61年5月2日付け中央用対発第4号)」とあるのは「国営土地改良事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領(昭和61年7月1日付け61構改D第625号構造改善局長)と、第27条中「公共用地の取得に伴う損失補償基準(昭和37年10月12日用地対策連絡会決定)第37条」とあるのは「土地改良補償要綱第35条(移転雑費)」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>(水準測量)</u></p> <p><u>第158条 地盤変動要領第9条第2項の水準測量は、事前調査及び事後調査時において、既存の基準となる点(公共水準点並びに沈下等の恐れのない堅固な物件)から工事の影響を受けない箇所に任意の点を選点・設置し、その点を基に対象となる建物等基礎の計測を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。なお、既存の基準となる点については検測し使用することとし、任意の点の設置及び建物基礎等の計測にあたっては、往復観測するものとする。</u></p> <p><u>(1) 観測手簿</u></p> <p><u>(2) 計算簿</u></p> <p><u>(3) 点の記</u></p> <p><u>(4) その他必要と認められる書面及び図面</u></p> <p><u>2 前項により難しい場合は、監督職員の指示により必要な調査を行うものとする。</u></p> <p>第159条～第198条 (略)</p>